

稲作生産情報第5号

令和8年7月6日
青森県「農林水産力」強化本部

- 「まっしぐら」の生育進度は平年並～1日早い
- 適切な水管理で幼穂の保温と根の老化防止に努めよう！
- 適正追肥で穂数・粒数を確保し、食味・品質にブレのないお米を生産しよう！

1 県生育観測ほの生育状況

- ・ 「まっしぐら」の6月30日現在の生育は、ほ場により生育のバラツキが見られるものの、県全体では平年と比較して、草丈がかなり短く、㎡当たり茎数が並、葉数が0.1枚多くなっている。
- ・ 葉数からみた生育進度は、平年並～1日早い。

表 県生育観測ほの6月30日の生育調査結果

品種名	地域 (地点数)	草丈(cm)			株当たり茎数(本/株)			㎡当たり茎数(本/㎡)			葉数(枚)		
		本年	平年	平年比	本年	平年	平年比	本年	平年	平年比	本年	平年	平年差
まっしぐら	津軽(8)	50.3	52.9	95	22.3	20.9	107	422	421	100	9.2	9.1	0.1
	県南(6)	49.0	53.5	92	19.6	19.9	98	404	417	97	9.2	9.1	0.1
	全県(14)	49.7	53.2	93	21.1	20.5	103	414	419	99	9.2	9.1	0.1

(注1) 各農林水産事務所農業普及振興室調査。

(注2) 平年値は各地点で異なり、「まっしぐら」は過去3～21か年の平均。

2 生育の見通し

- ・ 6月30日以降の気温が平年並に推移した場合、「まっしぐら」の幼穂形成期は7月6日～21日頃、障害不稔危険期はその9日後頃から7日間程度と予想される。
- ・ 出穂期は7月30日～8月14日頃と予想される。

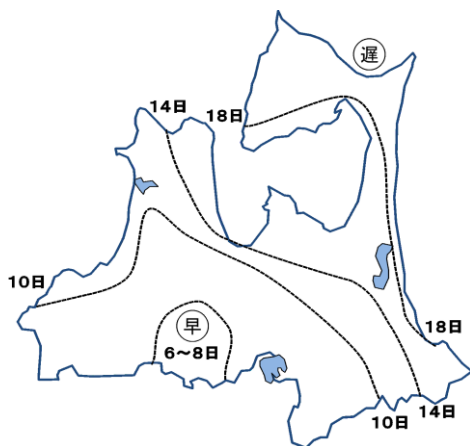


図 幼穂形成期の予測(7月)

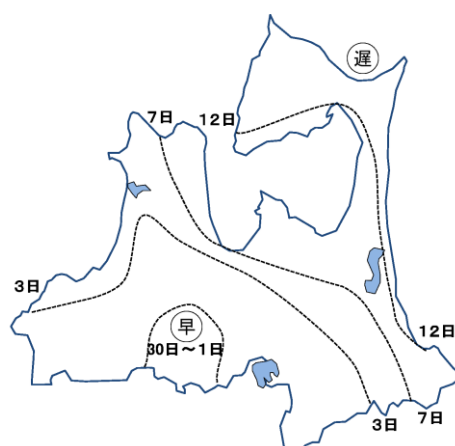


図 出穂期の予測(7～8月)

(注) 農なび青森「水稻生育予測」で以下の条件で予測。

- ・ 図中の暦日は、「まっしぐら」を基準とした。
- ・ 各市町村の田植最盛期(県調査)を田植日(移植日)とした。
- ・ 田植時の葉数は3.3枚とした。
- ・ 気温データは最寄りのアメダス地点データで、7月1日以降は平年値を使用した。

これからの農作業と管理

1 水管理

(1) 中干し

- ・中干しの目安は田面に軽く亀裂が入る程度とし、幼穂形成期までに終える。
- ・低温が続くことが予想される場合は、直ちに入水して水深を 5～6 cm 程度に保ち、稲を保温する。
- ・生育が遅れ、必要茎数を確保できていないほ場では中干しを行わない。

(2) 幼穂形成期の深水管理

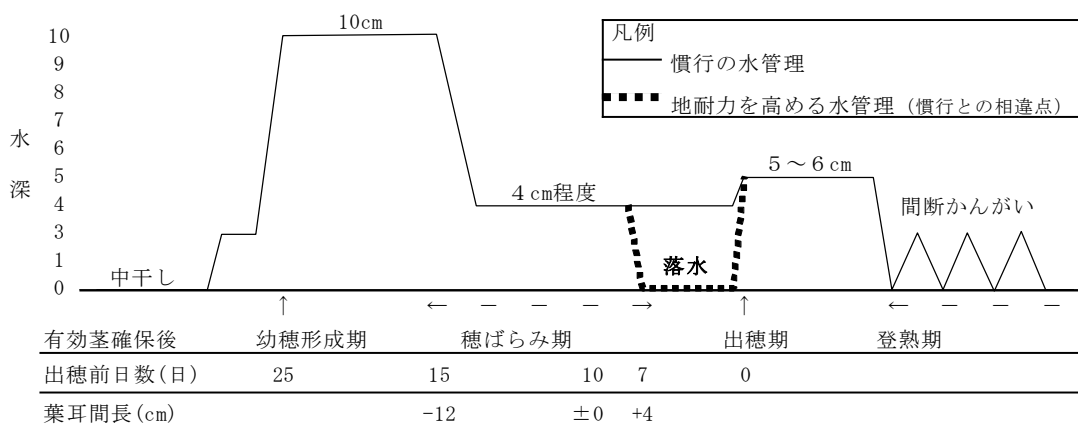
- ・充実した花粉の数を増加させるため、幼穂形成期から 10 日間は、気温の高低に関係なく水深 10 cm 程度の「幼穂形成期深水かんがい」を行う。
- ・ほ場をよく見回り、畦畔を補強して漏水防止に努め、水温の上昇を図る。

(3) 穂ばらみ期の深水管理

- ・穂ばらみ期（おおむね出穂前 15～7 日頃、主茎の葉耳間長が－12 cm～＋4 cm）は低温に最も弱い時期に当たることから、日平均気温 20℃、最低気温 17℃以下の低温になることが予想される場合は、15～20 cm 程度の深水管理を徹底し、幼穂の保温に努める。
- ・高温が続く場合は、4 cm 程度の水深にして、時々水の入れ換えを行い、根の老化防止を図る。特に、湿田、稲わらすき込み田、休耕田から復元した水田では積極的に行う。

(4) 収穫時の地耐力を高めるための水稻水管理技術（平成 29 年指導参考資料）

- ・地耐力が低いほ場や中干しができなかったほ場では、葉耳間長＋4 cm（おおむね出穂 7 日前）から出穂期までの期間に落水し、地固めを行う。
- ・なお、葉耳間長＋4 cm から出穂期までの時期に低温（平均気温 20℃以下、最低気温 17℃以下）が予想されるときには深水管理とする。



中干し以降の水管理（平常時）

2 追 肥

- ・追肥は、食味・品質や収量に及ぼす影響が大きいので、幼穂形成期を確認し、下表に示した栄養診断基準を参考にして無理のない追肥を行う。特に茎数が少ないほ場においては、穂数・籾数を確保するため、適期に適量の追肥を行う。
- ・減数分裂期（幼穂形成期後 10 日）を過ぎてからの追肥は、増収効果が小さく、玄米タンパク質含有率を高めて食味の低下を招くので行わない。

表 「まっしぐら」の栄養診断基準

（平成 16～17 年 青森農林総研）

幼穂形成期の 生育量 (草丈×茎数、cm・本/㎡)	幼穂形成期の 葉色値 (SPAD-502)	追肥の対応	
		穂肥 1 回体系	穂肥 2 回体系
30,000 未満	33 以下	幼穂形成期に窒素 2～3kg/10a 追肥し、 生育状況に応じて、 減数分裂期に窒素 1～2kg/10a 追肥する	
30,000～35,000	34～36	幼穂形成期に追肥	幼形期と減分期に追肥
	37 以上	葉色低下後、 減分期までに追肥	減分期のみ追肥
35,000～40,000	34～36	減分期に追肥	減分期のみ追肥
	37 以上	中止	
40,000 以上	葉色に関係なく中止		

（注）減数分裂期の追肥は幼穂形成期後 7～10 日目に行う。

3 病虫害防除

（１）葉いもち

- ・県病虫害防除所によると葉いもちの発生量は県内全域で「平年並」と予想される。
- ・補植用の取置苗は、葉いもちの発生源となるので直ちに処分する。また、処分時に葉いもちの有無を観察し、発病している場合は近辺の水田内を観察して早期発見に努める。
- ・「まっしぐら」など抵抗性が「やや強」から「極強」の品種を作付けしている水田であっても、発生が認められたら直ちに茎葉散布剤で防除する。
- ・常発地では次の方法で防除する。
 - ・予防剤による防除を基本とする。
 - ・予防剤による防除を行った場合でも、水田をよく見回り、葉いもちの発生が認められた場合は、直ちに茎葉散布剤で防除する。
- ・薬剤散布後も病勢が衰えない場合は、5 日おきを目安に成分の異なる薬剤を散布し、穂いもちの原因となる上位葉での発病を抑える。

（２）斑点米カメムシ類

- ・県病虫害防除所によるとアカヒゲホソミドリカスミカメの発生量は県内全域で「やや多い」と予想される。
- ・イネ科植物が優占している休耕田等ではカスミカメムシ類の生息密度が高いため、本田内への侵入を防ぐため、雑草の刈取りやすき込み、薬剤散布等により生息密度を低下させる。

- ・畦畔及び水田周辺の雑草地などの草刈りは、イネ科雑草が開花・結実しないように行い、遅くとも稲の出穂7日前までには終える。出穂間近の草刈りは、逆に斑点米カメムシ類を本田内に追い込むことになるので行わない。やむを得ず、出穂後に草刈りを行う場合は、斑点米カメムシ類に効果のある薬剤の散布後速やかに行う。
- ・ノビエ、ホタルイ及びシズイが多発している水田では、斑点米カメムシ類が誘引されるので、除草を徹底する。

(3) 薬剤散布上の注意

- ・薬剤の使用時期、使用量、使用回数を遵守するとともに、近隣の農作物に飛散しないようにする。また、農薬を散布した水田では、効果の安定と水質汚染防止のため、散布後7日間は落水や掛け流しは行わない。
- ・飼料用米等では、使用できる農薬の種類や使用時期等を指導機関や契約先に確認し、薬剤の飛散防止対策を徹底する。

~~~~令和8年度青森県農薬危害防止運動展開中！（6月1日～8月31日）~~~~

- 農薬を使用する前には必ずラベルを確認し、使用基準を守って使用しましょう。
- 水田で使用した農薬が河川に流出しないよう、農薬使用後7日間は止め水し、落水やかけ流しはやめましょう。
- 農薬の散布は風の弱い日や時間帯を選び、散布の方向や位置に気をつけるなど、周辺の農作物、学校、畜舎、ミツバチなどに飛散しないようにしましょう。
- 養蜂が行われている地域では、農薬の使用時期や巣箱の位置などについて養蜂家と密に情報交換し、ミツバチの活動が盛んな時間帯（午前8～12時）を避けて散布しましょう。

~~~~環境にやさしい農業に取り組んで、みどり認定を受けましょう~~~~

- みどりの食料システム法に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度【みどり認定】が始まっています。
認定を受けると、設備投資の税制優遇や国庫補助事業の優先採択などのメリットがあります。
- 申請・お問合せは、最寄りの農林水産事務所にご相談ください。
(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noen/midori_kihontekinakeikaku.html)

~~~~熱中症予防運動展開中！（6月1日～8月31日）~~~~

- 農林水産業分野での熱中症による救急搬送された方は近年増加傾向にあります。
これからの暑い季節は、農作業中に熱中症になるリスクが大きくなりますので、安全な農作業に努めるとともに、体調に気を付けましょう。

~~~~労働者への熱中症対策が義務化（罰則あり）されました~~~~

- 昨年6月に労働安全衛生規則が改正され、労働者を雇用する全ての事業者に対して、熱中症対策が義務付けられました。
- 熱中症対応フローなど必要事項を記載した「張り紙」を事務所等に掲示しましょう。
「張り紙」のひな型については、青森県農業・就農情報サイト「農なび青森」に掲載しています。

~~~~ツキノワグマ出没警報発令中！！（4月20日～11月30日）~~~~

- 1人での作業できるだけ避け、ラジオやクマよけスプレーを携帯するなど、人身被害の防止に努めましょう。詳細は県ホームページをご確認ください。
(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kanky/shizen/kuma_cyuu.html)

~~~~~登録品種の種苗は適正に利用しましょう~~~~~

- 登録品種の種苗・収穫物等を利用するには、原則として権利者の許諾が必要です。  
育成者権者の許諾を得ずに、自家採取した登録品種の種苗を近所の農家等に配布することは種苗法に違反します。  
他県で開発された品種は、作付けできる都道府県が限定されている場合があります。
- 登録品種かどうかの確認は品種登録ホームページ (<https://www.hinshu2.maff.go.jp>) で行い、正規のルートで種苗を入手しましょう。
- 育成者権を侵害すると民事請求を受けたり、刑事罰を科せられる場合があります。

~~~~~収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）に加入しましょう~~~~~

- ナラシ対策は、認定農業者等を対象に米（主食用米、備蓄米）、麦、大豆の当年産の販売収入の合計が、過去の平均収入を下回った場合に、差額の9割が補てんされる制度です。
 - 加入には、面積に応じた積立金が必要ですが、補てんが行われない場合の積立金は翌年に繰り越されるので、掛け捨てにはなりません。
 - 補てん金は、自然災害による減収分については農業共済に加入していることを前提に減額調整されるため、農業共済とのセット加入がおすすめです。
 - 収入保険に加入が難しい方は、ナラシ対策への加入を御検討ください。
- ※ 詳しくは、農産園芸課、東北農政局青森県拠点、市町村または農業協同組合へお問合せください。

~~~~~農業保険に加入し、農業経営に万全の備えを！！~~~~~

- 農業保険には、農作物共済、農業経営収入保険などがあります。自分の経営にあった保険を選択、加入して、自然災害をはじめとしたリスクに備えましょう。
  - 「農作物共済」は水稻・麦を対象として、「畑作物共済」は大豆・ホップを対象として、自然災害等による収穫量の減少に対する損害を補償します。
  - 「農業経営収入保険」は、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では回避できない理由により販売収入が減少した場合も補填の対象となる総合的なセーフティネットです。（青色申告の実施が要件。1年分の実績があれば加入できます。）
- ※ 詳しくは、お近くの農業共済組合までお問合せください。



|      |                         |
|------|-------------------------|
| 連絡先  | 農産園芸課稲作・畑作振興グループ        |
| 県庁内線 | 5 0 7 3                 |
| 直通   | 0 1 7 - 7 3 4 - 9 4 8 0 |

◎次回の稲作生産情報の発行予定は7月21日（火）です。